

CONTENTS

| page | |
|------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 私生活上の非行 刑事事件で有罪でも退職金支払い命令 |
| 2 | 特集 費用は会社負担? 受診中に賃金は支払うべき? 健康診断にまつわる疑問 Q & A |
| 4 | TOPICS ●改正労働者派遣法が成立。短期派遣は禁止へ ●課長と一般社員のコミュニケーション、認識にギャップ |
| 6 | すっきりわかる。雇用保険 給与の支払いが遅れたため離職した者は 自己都合退職か? |
| 7 | 人事労務の法律ミニ教室 希望退職の募集をおこなわずに いきなり整理解雇を実施できるか? |
| 8 | 災害ゼロへ! 安全管理入門 「不安全行動」と人間の対策 |
| 8 | 労務ひとこと 改正育児介護休業法、7月より中小企業も全面施行 |

私生活上の非行

刑事事件で有罪でも退職金支払い命令

強制わいせつ致傷罪で有罪判決を受けた元社員の男性が退職金不支給は不当として会社に約1,300万円の支払いを求めた訴訟の判決が3月30日、東京地裁でありました。

会社は社内規定にもとづき「懲戒解雇や諭旨解雇に当たると考えられる非行」として男性に退職金を全額支給しませんでした。これに対し、裁判官は「あくまで私生活上の非行で、会社の業務に支障が生じたと認める証拠はない」と指摘、「約22年間勤めた功勞をすべて抹消できるとは言い難い」ため減額して支給すべきと判断、会社側に約600万円の支払いを命じました。

私生活上の非行を理由に
解雇することはできるか

職場外とはいえ、刑事事件を起こせ

ば懲戒解雇は当然で、退職金などもらえないと考えるのが一般的な感覚かもしれません。

しかし、使用者が職務を離れた私生活上の行為に干渉して労働者のプライバシーや私生活上の自由を侵害することはできないという考え方から、私生活上の行動を理由とした解雇は、たとえ刑事事件を理由とするものであっても無効とした裁判例がたくさんあります。

解雇が認められたケース

以上のように裁判例は、私生活上の非行は、原則として懲戒解雇の対象とはならないという立場を取りながらも、その行為が業務に影響を及ぼしたり、会社の信用を傷つけるなど職場秩序を乱す場合は、解雇等の対象になる

としています。

たとえば、バスの運転手が私生活で飲酒運転をした場合や、鉄道会社の社員が私生活でたびたび痴漢行為をおこなった場合などで懲戒解雇が有効と認められた例があります。

また、懲戒解雇は有効であっても、賃金の後払い的性格をもつ退職金の不支給については厳格な判断がおこなわれます。同じ労働者の犯罪行為であっても、業務上の横領や背任など会社に対する直接の背信行為と、私生活上の犯罪行為は明確に区分され、後者については強度の背信性が必要とされています。前述の鉄道会社社員の痴漢行為でも、全額不支給は許されず3割支給となりました。

※ 懲戒処分や懲戒処分による退職金不支給をおこなうには、就業規則に規定を設けておく必要があります。